「歳末見舞金（まごころ）」交付いたします

【目　　的】対象となる世帯の方々が、少しでも温かいお正月を迎えることができるよう、市民からの善意『歳末たすけあい』を財源として「歳末見舞金(まごころ)」を交付いたします。

【対象世帯】①障がい児・者が在宅している世帯　②義務教育終了前の児童・生徒を養育しているひとり親世帯　③70歳以上の高齢者のみの世帯

●上記①～③いずれかに該当した上で、前年度市民税が非課税世帯であることが条件となります。

【対象とならない世帯】生活保護受給世帯・入院、施設入所の場合・非課税世帯であって、各種年金の収入も含め、世帯収入合計が単身世帯で100万円以上、複数世帯は定額150万円以上（1人増える毎に50万円加算）である場合。

【添付書類】●令和5年度市民税・道民税・所得課税証明書(写)※必須　●障がい者世帯は、障害者手帳(写)　●ひとり親世帯は、住民票等の世帯全員がわかる書類(写)　●③は住民票(写)　●各種年金・児童扶養手当等その他収入がある場合は、受給額のわかる書類(写)

【申請方法】右記「歳末見舞金（まごころ）交付申請書」に必要事項を記入し関係書類を同封下さい。

【受付期間】令和5年10月2日(月)～令和5年11月10日(金)

【配分決定】提出書類にて審査の上、対象者へ郵送で支給の可否を報告します。

【支 給 額】歳末たすけあい募金を財源に、予算の範囲内で決定します。

【支給時期及び方法】審査後、申請書に記載された口座振込または当協議会窓口での受け取りとなります。

【提 出 先】〒097－0024　稚内市宝来2丁目2番24号
稚内市社会福祉協議会総務課　電話24－1139

〈キリトリ〉

令和５年度　歳末見舞金(まごころ)交付申請書

稚内市社会福祉協議会会長　様

1. 世帯主氏名　　㊞
2. 生 年 月 日
3. 住　　所
4. 電 話 番 号
5. 世 帯 構 成

氏　　名	関　係	生年月日

6. 対　　象（該当世帯へ☑をして下さい）

該　当　世　帯	確　認
障がい児・者世帯	□
ひとり親世帯	□
70歳以上の高齢者のみの世帯	□

7. 添 付 書 類（欄に無い場合は下記へ記入　※該当箇所へ☑をして下さい）

添　付　内　容	確　認
市民税・道民税・所得課税証明書	□
障害者手帳（写）	□
住民票	□
その他【　　】	□

支 給 方 法　□振込　□事務所引き取り

振込の場合　銀　行 / 信用金庫（　　店）

当座・普通　□座番号

□座名義

※この個人情報は、歳末見舞金交付事業のみ利用いたします。

〈キリトリ〉

申請をする場合は、上記申請書を切り取って事務局まで送付又はご持参下さい。

社協会費中間報告

◎みなさんからいただいた会費による事業

市民のみなさんからいただいた、会費は次の事業に利用させていただいております。

- **福祉委員活動助成金**
  福祉委員は、現在59町内会に設置されており、安否確認等の福祉委員活動に対する助成金を出しております。
- **福祉委員連絡会議の開催**
  福祉委員活動の具体的な活動内容の紹介や実践報告。最新の情報等を提供し、福祉委員活動に役立てていただく会議の開催。
- **ふれあい総合相談事業**
  第１・３月曜日の午後１時から３時まで、社協相談室において日常生活上のあらゆるニーズに対応すべく、地域住民に対していつでも誰でも、気軽に相談できる事業を実施しております。

令和5年度中間実績

3,581,634円

住民会費	2,065,634円
特別会費	338,000円
団体会費	153,000円
法人会費	1,025,000円

※令和5年8月31日現在の実績額です。

日常生活自立支援事業の紹介

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理(オプション)、年金証書などの大切な書類の預かり（貸金庫利用等）のお手伝いをする事業です。

福祉サービスの利用援助

①福祉サービスの情報提供や助言
②福祉サービスを利用する、利用をやめるための手続き
③苦情を申し出るためのお手伝い

日常的金銭管理サービス

①税金・社会保険・医療費・福祉サービス利用料、公共料金・家賃等の支払い
②日常的な生活費の払戻し、預入れ
③年金や福祉手当等の受領に必要な手続き

書類等預かりサービス

預貯金通帳・年金証書・保険証書
不動産権利書・契約書・実印など
※貴金属や株券などは不可です。

【ご相談は】稚内市社会福祉協議会 相談支援課　電話24-1139